

書評

高見澤磨・鈴木賢 編『要説 中国法』
(東京大学出版会, 2017年)

森川 伸吾

1. 本書の特徴

ある一国の法を全ての法分野にわたり一冊の書籍で詳細に叙述することは紙幅の制限から不可能である。そこで、通常は、法分野を絞る、各法分野におけるトピックを絞る、「広く薄く」叙述する、といった方法で概説を試みることになる。

この紙幅の問題について、本書は上記の各方法に加え、すでに現代中国法の基礎（中国語を含む）を学んだ読者であれば「学習済」と考えられる内容を割愛するという手法を用いている。より具体的には、現代中国法に関する日本語の概説書（教科書）3冊を示した上、それらを読了していることを前提として、より発展的な内容に論述を絞っている（本書「はしがき」）。

また、本書は、現代中国法の「論点を体系的に知る手引き」となることを目指すものであり、一次的には「現代中国法研究」の到達点と課題を示し、それを通じて二次的に「中国における立法・法務・法学」の到達点と課題とを示すことが意図されている（本書「はしがき」）。

このことから、「現代中国における立法・法務・法学の整理・紹介」とは別のものとして観念される「現代中国法研究」を本書の一次的対象とするということが本書の編集方針であると理解できる。

この方針は本書各章で厳格に貫徹されているわけではないが、それは各法分野の特徴や、各章の執筆担当者の研究スタイルを反映しているものと考えられる（本稿4. 参照）。

2. 本書の構成

本書の目次及び各章の執筆担当者は次のとおりである。本書の各章の内容は基本的には相互に独立したものとなっているが、14のテーマ（章）の選択と配列を通じて、現代中国法研究の主要な領域を体系的に示すことが試みられている。もちろん、1冊の書籍で全領域を取り上げることは不可能であり、例えば、知的財産権法、租税法、社会保障法、法曹制度、外資規制法、各種業法、香港基本法・マカオ基本法等は割愛されている。

本書目次

はしがき

第I部 法と国家

第1章 法源（高見澤磨）

第2章 中国共産党と法（鈴木賢）

第II部 憲法・行政法

第3章 人権（石塚迅）

第4章 統治機構（高見澤磨）

第5章 行政法（但見亮）

第III部 民商法

第6章 民事財産法（王晨）

第7章 家族法（國谷知史）

第8章 企業法（周劍龍）

第IV部 司法制度

第9章 民事訴訟法（徐行）

第10章 紛争解決（宇田川幸則）

第V部 刑事法

第11章 刑法（坂口一成）

第12章 刑事訴訟法（坂口一成）

第VI部 社会問題と法

第13章 環境法（片岡直樹）

第14章 労働法（山下昇）

研究の手引き

3. 各部・章の概要

（1）はじめに

本書の第I部から第VI部までの各部及び第1章から第14章までの各章の概要は、本書「はしがき」において4頁にわたり比較的詳細に示されている。

そこにおいては、各部・各章において何が論じられ、何が示されているかということが、編者（又は執筆者）の視点から述べられている。

一方、以下においては、筆者の一読者としての観点から、各部及び各章の概要を紹介すると共に若干のコメントを付した。

（2）「第I部 法と国家」について

第I部においては、憲法を頂点とする諸法を考える前提となる分野として「法源」（第1章）及び「中国共産党と法」（第2章）が取り上げられている。（なお、新中国の成立前後から現在

に至る法形成の過程・経緯について、本書は第I部に独自の章を設けるというスタイルはとらず、個別の法領域の執筆担当者がそれぞれの章において歴史的経緯等を適宜論ずるというスタイルを採用している。）

（3）「第1章 法源」（高見澤 磨）について

本章では、いわゆる「基本的法源」（即ち、憲法、法律、行政法規及び国务院部門規則、地方法規、民族自治区域の条例、特別行政区の法、国際条約並びに軍事法規）や「事実上の法源」のすべてに言及するのではなく、トピックを絞っている。

具体的には、次のとおりである。

「第1節 文書行政と法源」は、基本的法源たる「規則」（中国語では「規章」）に該当するかが曖昧である（あるいは該当しない）ものの一定の法規範を定めている文書（中国語では「規範性文件」）について主として論述する。

「第2節 立法法が定める法源の体系（法律・行政法規・軍事法規を除く）」は、①立法法が規定する国务院部門規則及び地方政府規則、②立法法上は規則の制定権が無い（低いレベルの）地方政府が定める規則や政府以外の組織・団体が定める規則、③憲法の法源性、④立法過程、⑤改廃について論述する。（「基本的法源」のうち条約については、第4節で簡潔に言及されている。）

「第3節 法の執行過程と法源」は、司法部門による法形成に関して、上級に対する指示伺い及びこれに対する上級からの指示、裁量・解釈、司法解釈、裁判例等のトピックについて論述する。

なお、「基本的法源」には該当しないものの、その法源性について長らく議論がなされてきた「慣習」については、第4節中に「慣習と慣習法」及び「少数民族の慣習と慣習法」の2項を設けて論述されている他、同節中の「国際商事慣習・国際私法・条約」の項においても言及されている。

（4）「第2章 中国共産党と法（鈴木 賢）」について

本章では、中国共産党（以下「党」という。）と中国における法形成、法執行、国家制度等との関係に関する諸問題が取り上げられている。

本章「序」において述べられるように、現在の中国では「あらゆる法現象を党が実質的に差配し、コントロールして」おり、「党と法のかかわりの程度、態様は、他国における政権党と法との関係とは、まったく様相を異にする」。

そこで本章では、先ず「第1節 党国体制から党天下体制へ」において、そのようなシステムが形成されるに至るまでの歴史的経緯・変遷及び現在の状況を概説する。ソ連型の旧社会主義国との差異、現在のシステムが企業統治に与える影響等についての言及は、中国法研究者以外の者にとっても興味深いと思われる。

次いで「第2節 法形成と党の指導」及び「第3節 司法に対する党の指導」において、法形成及び法執行の面での党の指導についてそれぞれ概説し、これら二つの面において「法は政治と渾然一体となっており、自立した独自の空間をなしていない」（第3節4）ことを説明する。

「第3節 司法に対する党の指導」では、「政法委員会による対口指導」、「政法委員会による個別事件への指導」及び「法院の政治的役割」についてそれぞれ項を設けて論述した上で、「政治

と法のグラデーション」の項において、それらを総括すると共に、党が法的答責性を事実上免除されていることを指摘する。

なお、法院の独立性・中立性との関係では、近年、少なからぬ実務家が、中国における裁判の品質向上や裁判官の中立性について肯定的な評価をしている。しかしこのことは、上記の「個別事件への指導」のシステムと何ら矛盾するものではない。「法院が扱う大多数の・・・事件は、政治性の希薄なルーティーン業務であり、党による直接的コントロールが普遍的に行われているわけではなかろう」（第3節2）と考えられるからである。

「第4節 法の実効性を阻害する要因」では、（1）権力に操られる政治的司法、（2）権力に統制されるメディア、（3）権力に統制される教育と学術、（4）権力に統制される弁護士集団、（5）脆弱で不安定な市民社会という5つの要素により中国では法の実効性が阻害されていることが説明される。「中国共産党と法」という本章のテーマとの関係では、同節は、「『権力＝党』による社会各分野の統制」による法の実効性阻害、という形で理解することができる。

なお、上記「(3)」は、現在の政治体制の正当性の問題、党の指導の問題、台湾問題、人権問題等といった政治的に敏感な問題については、中国の法学者が研究・発信に消極的であり、中国の法学者の論文・著作等から有意な情報・分析を得ることは構造的に困難を伴うということを示している。従って、そのような領域を中国国外の研究者が研究することには独自の価値があると思われる（本稿4.及び5.参照）。

（5）「第II部 憲法・行政法」について

憲法について、第II部は「人権」（第3章）及び「統治機構」（第4章）の2章を設ける。憲法の法源性については、第1章第2節において項が設けられている。中国憲法の歴史、イデオロギー性、基本原則、立憲主義的憲法との差異といった総論的事項は割愛されている。「行政法」（第5章）についても、行政行為、行政救済、行政組織等の概観的内容については割愛されている。

（6）「第3章 人権」（石塚 迅）について

「人権」により国家権力を制限するということは近代立憲主義の中核の一つであり、そのため、近代立憲主義国家においては「人権」は憲法乃至憲法学の極めて重要な領域である。一方、実態はさておき、中国乃至中国憲法は「社会主義」を標榜しているところ、そこでいう「社会主義」においては「人権」は何ら必須の存在ではない（むしろ伝統的には否定されるべき存在であった）。

また、中国国内における憲法学は、上述のように「権力に統制される学術」として存在しており、この点は、本章「序」でも「中国共産党は、普遍的価値、報道の自由、市民社会、公民の権利、司法の独立等、いくつかの語を高等教育の現場において語ってはならない・・・と指示し」、「立憲主義や人権を専門に研究しそれらの実現を強く訴える研究者に対して、様々な圧力や嫌がらせ」が加えられる状況にあると紹介されている。

そのような制約下にある中国の憲法学界において、「人権」という概念はどのように扱われ、研究されているのか、そして、そのような研究にどのような展望があるのか、というのが、（不正確を承知で敢えて総括すれば）本章の主題である。

他方、自由権（特に、政治的自由）、参政権、社会権（生存権）等の権利という意味での人権が中国でどの程度保障されているかという問題は、本章では取り上げられていない。（この問題については、本書とほぼ同時期に出版された中村陸男他編『世界の人権保障』（三省堂、2017年）の「第7章 中国」（執筆者は鈴木賢）に詳しい。）

（7）「第4章 統治機構」（高見澤 磨）について

本書の読者が「中国憲法が定める国家機構」について学習済であることを前提として、本章は、より広い意味での「統治機構」を主題としている。具体的には、本章の内容は、①中央集権的な統治システムのうち(a)「党の指導」の組織的側面（第1節1）及び(b)全国人民代表大会を頂点とする権力集中型民主主義（第1節2）、②中央集権的な統治システムの下で許容されている自治制度及びその実態（第1節3）、並びに、③(a)統治システムの外側において公共を担う団体の存在及びそのような団体に対する厳しい規制並びに(b)そのような団体により公共が担われる社会（市民社会）に関する中国での議論状況（第2節）、に整理することができると思われる。

なお、③の議論の前提としては、「憲法の定める国家機構」ではないものの統治システムの一翼（乃至外縁）を構成する諸団体（代表例は人民団体）の存在がある。これについては、本書第2章第1節における党国体制／党天下体制の中で論述されている。

（8）「第5章 行政法」（但見 亮）について

本章は「法による行政」（中国語では「依法行政」）という目標の実現状況及び当該目標が実現困難である原因について考察・整理を行っている。

「第1節 行政法の構造と機能」では、「法源」、「主体」、「行為形式」、「紛争処理」の4項目を設け、それぞれの領域における具体的な問題状況が説明される。「第2節 運用上の諸問題」では、「1 行政の『鉄腕』と自主規制」、「2 処罰・強制の遍在」、「3 『権威』と指標」、「4 構造的違法・脱法」、「5 理由と説明の不在」の5項目を設け、中国における政策目的の遂行過程の特徴及びその問題性を説明する。

第2節1～4においては、「中国における政策目的の遂行は、処罰と強制によってその遵守を確保し、指標と業績評価により迅速かつ効果的な実現を目指す、という様相を見せ、それが絶対的権威によって保障される、という構造」を有しており、それに対する違法・脱法の問題を解決するために「指標と業績評価、そして処罰と強制のさらなる強化」がなされるという循環が生ずることが説明され、かつ、そのような循環から脱することができないのは、党の権威を背景として数値目標の実現を求めるという方法自体の構造的問題であることが指摘される。また、法による行政権行使の拘束（が実現しないこと）に関しては、行政の不当や違法に対する批判・抗議に強い取り締まりが行われていること（本節4）及び行政行為について理由・説明が開示されないために行政の法的責任を追及することが困難な状況が存在すること（本節5）が指摘されている。

「第3節 変化と発展」及び「結」では、そもそも「法による治国」や「法による行政」の実現を担保するのが法自体ではなく党の政策であること、党を含む国家権力全体を縛る法が存在しないこと、そして、そのような状況への変化は当面期待できないことが指摘される。

中国においては、憲法の規制の枠外にある党が国家の政治的権力を掌握しており、党に集約された国家権力を拘束する仕組みが存在しない、ということは本書の先行する章で既に述べられているところである。これを前提として、本章においては、「『憲法の枠内にあり、形式的には法に拘束されている国家機関』が行使する行政権」を法により統制することすら実際には困難であることが説明されている。

(9) 「第III部 民商法」について

第I部及び第II部は近代立憲主義国家とは大きく異なる中国の政治制度及びそれと密接に関連する領域を対象としていた。一方、第III部が対象とする民商法は政治制度との関連が薄い領域であり、かつ、成文法源（成文の事実上の法源たる司法解釈を含む。以下同様。）が整備されている領域でもある。

そこで、第III部の各章においては、対象となる各法領域の歴史、概要、特色等が比較的淡々と語られている。

(10) 「第6章 民事財産法」(王 晨)について

本章では、中国における民法典編纂の歴史及び現況が、立法に関する各種論争及び学説状況も交えて紹介されている。法学的観点から中国民法を知りたいと考える研究者や、民法典制定に関する法整備支援を（民法典が存在しない国に）行おうとする実務家・研究者にとって示唆に富む内容であると思われる。

(11) 「第7章 家族法」(國谷知史)について

本章第1節は「現行の家族法が形成されるまでの歴史と現行法の法源を概観」するものであり（本章「序」）、文献や法令名も丁寧に紹介されている。本章第2節以下は、「家族法の基本的論点を、婚姻、家族関係、離婚、相続、涉外家族に分けて概観する」（本章「序」）ものであり、各領域について概要、法令・司法解釈の状況、関連文献等が整理されている。比較法的観点から中国家族法の立法・学説の状況を調査したいと考える研究者・実務家にとって本章は調査の出発点として有益であると思われる。

(12) 「第8章 企業法」(周 劍龍)について

本章第1節は、中国における「企業概念」、「企業の形態」及び「企業法の体系」について、それぞれ項を立てて論述する。日本法において「企業」という法律概念がないこと、一方、中国には多種の企業が存在し、企業法の体系が複雑であること等から、中国の企業・企業法の状況は（中国法を専門としない）日本の学者・実務家にとっては分かりにくいものとなっている。本節は、そのような分かりにくさを解消してくれるものとなっている。

本章「第2節 会社法」は「中国会社法における株式会社のコーポレートガバナンスの仕組み」を、主として会社法の関連条文を整理し、それに解説を加えることを通じて描写すると共に、問題点、要改善点等を指摘するものである。

本章「第3節 競争法」は主として独禁法（反独占法）の関連条文を整理し、それに解説を加えることを通じて中国独禁法の概要（及び中国的特徴である「行政的独占に対する規制」）を紹介するものである。なお、「結」においては独禁法の執行を担当する国家機関が分散していることの問題性が指摘されているが、この点については本書刊行後の2018年の國務院機構改革により改善された。

(13) 「第IV部 司法制度」について

司法制度に関しては、裁判制度・訴訟制度の他、法曹制度、ADR関連制度、公証制度その他さまざまな関連分野があるが、本書第IV部は、「民事訴訟法」（第9章）及び「紛争解決」（第10章）をとりあげた。その他、「刑事訴訟法」（第12章）においても裁判制度が論じられている。

なお、中国の司法制度が近代立憲主義の国家の司法制度と大きく異なる点としては、①党と裁判の関係、②裁判機関以外の国家機関との関係での裁判機関の独立性、③裁判機関内部での裁判の独立性等を挙げることができるが、これらの問題のうち①及び②については、既に第I部及び第II部において概ねカバーされている。

即ち、本書においては、「裁判制度」に関する諸問題は、第I部、第II部、第IV部及び第12章で分散して取り上げられていることになる。

(14) 「第9章 民事訴訟法」（徐 行）について

本章は、「裁判制度」的な内容を概ね除くものとしての民事訴訟法を対象としている（ただし、専門法院、人民參審員等については本章でも取り上げられている。）。

党と民事訴訟事件の関係、審判委員会や法院幹部による民事裁判事件のコントロール、党による審判委員会や法院幹部のコントロールといった問題は、本章においては概ね捨象されている。その結果、本章「第1節 民事訴訟法の歴史と理論」及び「第2節 訴訟手続」においては、成文法源と学術文献に基づき、民事訴訟手続法及びその論点を描写することが可能となっている。

(15) 「第10章 紛争解決」（宇田川 幸則）について

本章は「裁判機関以外の機関や組織による私人間紛争の解決システムについて、調解、信訪を中心に概観する」（本章「序」）ものである。

そのうち「調解」は、日本でいう「調停」に近い制度である（故に、単に「調停」と和訳されることも多い）。調解について、本章は「人民調解」（第2節）、「行政調解」（第3節）及び「大調解」（第5節）をとりあげる。

「信訪」は、それ自体はADR的存在ではないが、近年、一部の種類の「信訪」についてはADR制度化が図られている。（なお、「信訪」は1単語の日本語に訳そうとすれば（法律用語にあてはめれば）「請願」、（日常用語に当てはめれば）「陳情」という意味になる。ただし、「信訪」は、中国の立法（信訪条例）により定義され、また、中国におけるやや特殊な社会現象ともなっているため、単に「請願」、「陳情」という言葉ではニュアンスが伝わりにくい。）

さて、本章第4節では、信訪一般についての法的位置づけ、信訪の機能、社会現象としての信

訪等を説明の上（同節1～3）、法律問題・紛争に関連する信訪についての近年の状況の変化（即ち、紛争処理制度としての司法手続への組み込み及びその影響。同節4～6。）が説明されている。

本章においては、「法律問題・紛争に関連する信訪」のADR制度化、「大調解」といった動きが、当事者の権利の適正な保護のために紛争を解決することを目的とするものではなく、「社会の安定と団結のために紛争を解決する」必要性に基づき「紛争を解決すること」自体を目的としていることが指摘されている（本章「結」）。

(16)「第V部 刑事法」について

刑事法については、日本の実務家と日本の研究者との間で、関心の対象が大きく異なると思われる。

日本の実務家にとっては、予防的（乃至コンプライアンス的）観点から「どのような行為が犯罪となり」（刑法各論的内容）、また、従業員等による犯罪が生じた場合に「どのように対応すれば良いか」（刑事訴訟法との関係）といった問題が重要である。

一方、日本の研究者にとっては何が重要なのか、という点は（筆者のような専門外の者にとっては）やや分かりにくい。「現代中国における立法・法務・法学の整理・紹介」という文脈からは刑事法全般に相応の重要性があることは明らかだが、それに止まらない「現代中国法研究」として刑事法を研究する場合にはどのような論点が研究者の関心を集めるのだろうか。当然、研究者毎に関心は異なると思われるが、第V部においては、刑事法研究を通じて中国における権力のありかた、法のありかた等を考察することが志向されていると感じた。

(17)「第11章 刑法」（坂口 一成）について

本章は、「社会的危害性」に焦点を合わせつつ、中国刑法の歴史・特徴（序）、中国刑法の基本原則（第1節）、犯罪論の基本構造（第2節）、刑罰・量刑の仕組み（第3節）について論述する。その上で、中国刑法においては「なぜかくもプラグマティックに実質的妥当性が追及されるのか？」という問いで本章が締めくくられる（本章「結」）。

筆者は、この問いに若干の違和感を覚える。近代立憲主義国家においては、（刑事法は市民の自由・財産を国家が侵害するシステムを定めるものであるから）犯罪要件を厳密に定め、適正手続の要請を満たす訴訟手続を実現するということはまさに憲法上の重要な要請であり、そのような要請が刑事法においてどのように具体化しているかは重要ポイントである。一方、中国法においてはそのような憲法上の要請が存在しない（又は、存在しても他の憲法上の諸権利と同様、国家権力を実際に制約するものとしては想定されていない）のではなかろうか。そしてそうであれば、中国刑法においては「国家権力を実際に制約するものとしての人権」が犯罪論・刑罰論の起点となっていない（乃至、権力による実質的妥当性の追求の対抗概念となっていない）のであるから、法の運用者によって実質的妥当性が追求されることはごく自然なことと感じられる。むしろ、「国家権力を実際に制約するものとしての人権」を前提としていないにも関わらず中国においても罪刑法定原則が導入され、類推処罰を禁止しようという流れが生じたことについてこそ、「なぜそうなのか」という問いが生じてしかるべきではなかろうか？

(18) 「第12章 刑事訴訟法」(坂口 一成) について

本章においては、中国刑事訴訟法の展開及び関連統計情報（序）、審判の独立（第1節）、被疑者・被告人の権利保障（第2節）、調書中心主義—中国版「調書裁判」（第3節）、自白（第4節）等が論じられる。

そのうち、「第1節 審判の独立」で述べられる内容の多くは、刑事訴訟に限らない訴訟制度一般の共通問題であり中国の裁判制度を考える上で重要である。

本章第3節においては、調書中心主義（調書裁判）について、「筆者の知る限り、直接主義が徹底されないのは日中台に共通する現象である。なぜそうなるだろうか。」という興味深い疑問が呈示される。ただ、単純な疑問の提示で終わっているのが残念であり、原因の「候補」を提示して頂きたかった。また、「日中台共通」というのはやや狭い問題設定ではないかと思われた。というのも、英米仏独等の主要国の刑事訴訟制度が調書中心主義であるか否かを調べることは比較的容易と思われ、その点を踏まえた上で問題提起をした方が良かったのではないかと感じられるからである。

ところで、本章においては、中国刑事訴訟法における「Law in Books」と「Law in Action」のギャップについて意が払われており、「結」において、両者のギャップについて「なぜそうなるのか。またそうした〔法律〕とは一体何なのか。」という問題提起がなされている。しかし、法を実際に運用するのは人であり、それら運用者に「法文に忠実に法を運用する」ことについての強いインセンティブがなく、一方、「法文と異なる運用をする」ことについてのインセンティブがある場合には、そのようなギャップが生ずるのはむしろ自然ではなからうか？そして、この点に関して、中国においては「法文に忠実に法を運用する」こと自体が価値なのではなく、政策実現の道具として法が活用されている（又はその傾向がある）という点は、本章の執筆担当者である坂口氏自身が指摘されていることである。その意味でも、上記の問題提起についてはもう少し詳細にどこが疑問なのかを提示して頂きたかった。

(19) 「第VI部 社会問題と法」について

本書第VI部は、「社会問題と法」という切り口から環境法と労働法を取り上げる。環境法は中国の急激な開発・経済発展に伴う環境破壊という社会問題に対応しており、労働法は計画経済から市場経済への移行に伴う雇用システムの変容に対応している。

(20) 「第13章 環境法」(片岡 直樹) について

本章「第1節 環境法の形成と展開」では中国環境法の形成の経緯、現在の立法状況等が、「第2節 環境保護と法制度」では中国環境法の特色が、「第3節 環境問題の被害・紛争と司法」では中国における環境問題の状況及びそれに対する司法部門による対応(司法解釈及び専門法廷)が、それぞれ論述されている。そのうち、地方の法執行担当者が中国環境法を「執行しなくてもよい法」(軟法)であると認識しているという状況(第2節1)は日系企業や実務家にはあまり意識されていない点であり、興味深い。(なお、中国環境法は、日系企業(特に上場企業の子会社)にとっては「当局が執行してくるリスクがあり、またコンプライアンスの観点から遵守する必要

がある」法であると思われるが、これは、中国の当局が環境法を「執行しなくてもよい法」と認識することと特段矛盾しない。

(21) 「第14章 労働法」(山下 昇) について

本章においては、「第1節 労働法の整備と雇用システムの変容」において、中国建国前後の労働法制が現在の労働法制に移行していく過程が論じられ、第2節から第5節において、現行の労働法制についての立法・学説・論点等が整理・解説されている。

4. 「現代中国法」の研究スタイルについて

本書の各章の記述から、「現代中国法研究」に次のような研究スタイルを見出すことができる。(次の①～③内の各要素は択一的ではなく、「(a)がメインで(b)が少々」といった形で表れてくる。)

- ① (a)「現代中国における立法・法務・法学の整理・紹介」を行うか、(b)「中国の立法や中国の文献資料には出てこない(出てきにくい)ものの探求」を行うか
- ② 実際の法運用の状況を、(a)中国の文献資料から得ようとするか、(b)自力でも調査しようとするか
- ③ (上記①(a)において)(a)成文法源を整理・紹介するか、(b)学説(解釈論、解釈論との関係での観念論)を整理・紹介するか、(c)学説(立法論、立法論との関係での観念論)を整理・紹介するか

本書第I部及び第II部が対象とする領域は、「国家機関の定める成文の法規範」の構成比が相対的に低い領域であり、また、政治的に敏感な問題が多く含まれる。従って①(b)、②(b)が優勢になる傾向があると思われる。(ただし、第3章(人権)のようにそれとは異なるスタイルがとられることもある。)

一方、例えば、本書第III部が対象とする領域は、「国家機関の定める成文の法規範」の構成比が相対的に高い領域であり、また、政治的に敏感な問題が少ない。従って、①(a)、②(a)が優勢になる傾向があると思われる。

その中間に存在する領域については、どのようなスタイルをとるかということについての自由度が高い。例えば、本書第9章(民事訴訟法)は、「(裁判制度)的な内容を概ね除くものとしての民事訴訟法を対象として設定したことにも対応して)①(a)、②(a)に傾いたスタイルとなっている。

5. まとめに代えて

学問研究の自由という観点から、多様な研究スタイルが存在することは当然である。しかし、「現代中国法研究」が学生、実務家、(中国法以外の)研究者等にとって魅力的であり続けるためには、①(b)のスタイルが盛んになることが望まれるのではないだろうか。

もとより①(a)についても「情報」提供活動としての価値は当然存在するが、仮にそのような

価値を追求するのであれば、（研究者の個人的関心の赴くままに研究対象を設定するのではなく）社会的に必要とされている「情報」を提供しようという意識が望まれるのではないだろうか。

筆者自身は現在実務家として活動しており、以上は外野からの放言に過ぎないが、日本における現代中国法研究が今後も発展することを願って敢えて記したものである。